

市川市議会 定例会 のながれ

市 議 会

本 会 議



本会議では、提出された議案について、市長が提案説明を行います。また、2月定例会では市長が新年度の施政方針を述べます。

【代表質問】

市川市議会では、議員が所属する会派ごとに、その代表者が議案の内容や市長の政策などについて質問を行う代表質問制をとっています。

代表質問が終わると、議案は内容ごとに所管する委員会に付託され、委員会で詳細な審査が行われます。委員会が開かれている間、議会は休会します。

定例会は年4回開かれ、市長が招集日時を告示し、議会に議案を提出します。

招集 告示

市長



議案

議案の提出は市長の重要な権限の1つで、条例案のほか、予算案、決算案、重要な契約や副市長などの人事に関する議案などがあります。

請願

請願は議員の紹介を経て提出される住民の要望などをいいます。提出された請願はその内容に応じて所管する委員会に付託され、審査されます。

市民など



審議・審査の過程で、議員は市長提出の条例案や予算案を修正することもできます。

委員会付託

委員長報告

委 員 会

総 務

健康福祉

常任委員会

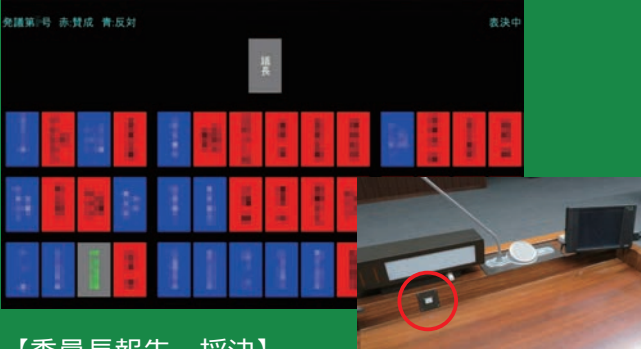
環境文教

建設経済

市川市議会には4つの常任委員会があり、所管事項に応じて付託された各議案について詳細に審査します（決算案については、決算審査特別委員会を設置して審査を行います）。

委員会では質疑の後に採決を行い、可決すべきか否かを出席委員の多数決で決定します。

本 会 議



【委員長報告・採決】

委員会での審査結果は、本会議で委員長から報告され、その後、討論（議員が自己の考えを述べる）、採決へと進みます。採決は原則として出席議員の多数決で行い、市川市議会では賛成の場合にボタン（上右写真の赤丸囲み）を押す電子表決を導入しています（上左写真、赤が賛成、青が反対）。表決には議長は加わりません（上左写真で灰色）が、可否同数となったときは、議長が可否を決定します。

【一般質問】

一般質問は、市政一般について、執行機関の考えを議員がたずぬものです。目下の地域課題や将来の市全体の姿など、その範囲は多岐にわたります。

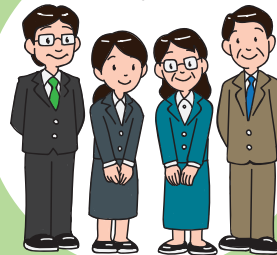
【発議案】

市川市議会では、議員発議は原則として会期の最終日に審議・採決を行います。

発議

議案等は議員が提出することもでき、これを発議といいます。条例案のほか、議会の意思を示す決議・意見書案などがあります。

議員



条例

公布
施行

予算

執行

意見
書

国・県
などに
提出

○平成31年定例会開会予定日○

2月定例会	2月18日(月)
6月定例会	6月14日(金)
9月定例会	9月6日(金)
12月定例会	11月29日(金)

※定例会が開会される見通しの日程であり、事情により変更される場合があります。